

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
船橋市身体障害者福祉作業所太陽（生活介護）運営規程

（事業の目的）

第1条 船橋市が設置する船橋市身体障害者福祉作業所太陽（以下「太陽」という。）は、「船橋市身体障害者福祉作業所条例（平成5年船橋市条例第17号）」及び「船橋市身体障害者福祉作業所条例施行規則（平成5年船橋市規則第71号）」の規定に基づき、通所者に対し、指定生活介護（以下「生活介護」という。）を行い、通所者の意思及び人格を尊重し、通所者の立場に立った適切な生活介護の提供に努めることを目的とする。なお、本規程における用語の意義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び船橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年船橋市条例第62号。以下「条例」という。）の例による。

（運営の方針）

第2条 太陽は、通所者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する通所者に対して、食事、排泄等の介護、創作的活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 太陽は、事業の実施に当たっては、通所者の意思及び人格を尊重し、常に通所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視するとともに、他の指定障害福祉サービス事業者並びに福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、法及び条例、その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 船橋市身体障害者福祉作業所太陽
- (2) 所在地 船橋市二和西5-7-17

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 太陽における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤1名)

管理者は、職員の管理、生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている生活介護の実施に関し、職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名(常勤1名以上)

サービス管理責任者は、アセスメントの結果に基づき、通所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための取り組み課題、生活介護の目標及びその達成時期並びに生活介護を提供する上での留意事項を記載した生活介護計画を作成し、支給決定者(法第19条第1項に規定する支給決定を受けた者をいう。以下同じ。)の同意を求める。生活介護計画作成後、6月に1回以上定期的に生活介護計画の実施状況の把握を行う。

(3) 生活支援員 14名以上(常勤職員1名以上)

生活介護計画に基づき通所者に対し適切に指導等を行う。

(4) 保健師又は看護師若しくは准看護師 1名以上

医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(5) 理学療法士又は作業療法士 1名以上

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための指導を行う。

(6) 医師(嘱託) 1名以上

利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(開所日及び開所時間)

第5条 太陽の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 開所日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 開所時間 午前9時から午後5時までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、12月28日から1月4日までを除く。

(4) サービス提供時間 午前 10 時から午後 4 時までとする。

(利用定員)

第 6 条 サービスの提供を受けることができる太陽の 1 日当たりの利用定員は、50 人とする。

(生活介護の内容)

第 7 条 太陽で行う生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活介護計画の作成
- (2) 食事・排泄等の介護
- (3) 機能訓練
- (4) 作業活動
- (5) 余暇活動
- (6) 健康管理
- (7) 通所者又は家族に対する相談及び助言
- (8) その他必要な便宜の供与

(通所者から受領する費用の額等)

第 8 条 通所者に生活介護を提供したときは、支給決定障害者等から当該生活介護に係る通所者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない生活介護を提供したときは、支給決定障害者等から当該生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 その他日常生活において通常必要となるものに係る経費であって支給決定者に負担させることが適当と認められるものの実費については支給決定者から徴収するものとする。
- 4 前項に規定する費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定者に対し、当該生活介護の内容及び費用について説明を行い、支給決定者の同意を得るものとする。
- 5 第 1 項から第 3 項までに規定する費用の支払を受けたときは、支給決定者に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(事業の実施地域)

第9条 事業の実施地域は、原則として船橋市の全域とする。

(利用の手続)

第10条 通所者は、規則第4条に定めるところにより、太陽と生活介護の契約をしなければならない。

(利用の取消し)

第11条 太陽は、通所者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により、利用の契約を結んだとき。
- (2) 利用料金を理由なく滞納し、又は故意に支払わない等市が不適當と認める相当の理由があるとき。

(介護給付費の額に係る通知等)

第12条 太陽は、介護給付費の受給について、通所者に対し当該生活介護の利用に係る介護給付費の額を通知するものとする。

(利用に当たっての留意事項)

第13条 通所者は、建物又は附属設備等を損傷したときは、直ちに市長に申し出なければならない。

- 2 前項に規定する建物又は附属設備に係る損傷が、通所者の責めに帰する理由があると認められるときは、現品又は相当の代価を通所者に請求するものとする。
- 3 通所者は、前項の請求を受けたときは、請求を受けた日から7日以内に賠償を行わなければならない。ただし、特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(緊急時等における対応方法)

第14条 現に生活介護を受けているときに通所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、職員は直ちに主治医（主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(非常災害対策)

第15条 太陽は、非常災害が発生した場合は、船橋市地域防災計画に基づき対応し、通所者の安全を確保し、避難誘導するとともに、負傷者等がある場合は消防署、医療機関等と連絡を取る等の措置をとるものとする。

2 太陽は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

3 太陽は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員並びに通所者及びその家族等に周知するものとする。

(通所者の要件)

第16条 通所者は、市内在住の肢体不自由の身体障害者で、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた15歳以上65歳未満の者のうち、次のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 障害支援区分3以上である者
- (2) 年齢が50歳以上で、障害支援区分2以上である者

(虐待防止に関する事項)

第17条 太陽は、条例第41条の2に基づき、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 太陽における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 太陽において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の禁止)

第18条 太陽は、条例第36条の2に基づき、サービスの提供に当たっては、通所者又は他の通所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他通所者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 太陽は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の通所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 太陽は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(通所者負担額等に係る管理)

第19条 太陽は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に太陽が提供する指定障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービスを受けたときは、太陽が提供する指定障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービスに係る費用基準額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「通所者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。この場合において、太陽は通所者負担額等合計額を市に報告するとともに、支給決定障害者等及び他の指定障害福祉サービス提供事業者等に通知するものとする。

(苦情の対応)

第20条 提供した生活介護に関する通所者及びその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 太陽は、職員の資質の向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1月以内
- 2 太陽は、業務の執行体制についても整備するものとする。
  - (1) 継続研修 年1回
- 3 太陽は、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者等に対して、通所者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により通所者及びその家族等の同意を得ておかなければならない。
- 4 太陽は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 5 太陽は、通所者に対する生活介護の提供に関する諸記録を整備し、当該生活介護を提

供した日から５年間保存するものとする。

(雑則)

第２２条 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は市と太陽の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成２２年６月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成２７年６月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成30年9月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和元年7月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和２年１１月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和３年５月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。